

(別紙2)

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 尾玉剛士

本論文『医療保険改革の比較政治学：日本とフランス』は、1970年代後半以降の日本とフランスにおける公的医療保険改革の展開の異同を、両国の政治制度と医療保険制度双方の異同に着目しつつ解明したものである。全体は9章から構成されている。

第1章「序論 先進諸国の医療保険改革——財政制約下の選択肢」では、社会保険による医療保障がともに一般化しており、政治システム上の類似性も見られる日仏間で、医療保険改革の展開に関しては顕著なコントラストが見られる（すなわち、日本では総医療費が低水準に抑制される反面、財源改革は先送りされてきたのに対し、フランスでは開業医部門を中心に医療費抑制政策は失敗してきたが、財源調達方式の改革・財源の拡大は達成された）のはなぜか、という本論文の基本的な問題意識が提示された上で、さまざまな分野における先行研究の検討が行われる。

第2章「医療保険改革の分析枠組み——日仏における医療保険制度と医療政治の概要」では、まず日仏の医療保険制度体系の成立史が整理され、1970年代後半以降の医療保険改革の展開に影響を与える制度設計上の重要な相違点として、診療報酬体系の違いと医療保険の財源構成の違いが挙げられている。政治制度については、行政府・与党の「凝集性」と、行政府と与党・議会の関係が比較分析され、それらの医療保険改革に対する影響が考察される。最後に、利益団体として日仏の医師の団体・労使の団体のあり方が整理され、日本では医療費抑制政策がとられやすく、フランスでは財源の拡大が選択されやすいことの制度的な背景が明らかにされている。

続く第3章から第8章までは、1980年代からおおよそ10年ごとの時代区分に従って日仏を交互に取り上げ、両国の制度的な違いが実際の医療保険改革の過程においてどのように作用しているのかを、具体的な事例研究を通じて検討している。

第3章「石油危機以降 1980年代までの日本の医療保険改革——給付拡大から医療費抑制へ」では、1970年代末に自民党政権が一般消費税導入に失敗し、80年代に入り「増税なき財政再建」を目指す行政改革の一環として医療費抑制政策が推進された経緯が扱われる。他方、1989年に消費税がようやく導入されるが福祉目的税化はされず、90年代以降の高齢化と低成長に備えられるような社会保障財源の基盤は整備されなかったことが指摘される。

第4章「石油危機以降 1980年代までのフランスの医療保険改革——相次ぐ財政再建計画」では、この時期のフランスでは政府主導で医療保険料の引き上げと患者自己負担の拡大が決められたが、医療費抑制のための構造的な対応は公立病院への予算制導入に限られたことが示される。その反面で社会保障財源改革の準備が進められたことが強調され、章の後半では1990年の一般社会保障税（CSG）導入の過程が検証されている。

第5章「1990年代の日本の医療保険改革——財源改革の先送り」では、1991年から2000

年までの日本の医療保険改革が扱われる。90年代には不況への突入によって医療保険財政を取り巻く状況が一変するが、医療費を賄うための財源改革が先送りされ続けた経緯が検討される。また、介護保険の導入に際しても自民党が財源の確保（保険料徴収）に消極的であったことも分析されている。

第6章「1990年代のフランスの医療保険改革——医療費抑制政策の挫折と財源改革の進展」では、この時期のフランスでは政府主導で総枠予算制を含む抜本的な医療費抑制が開始されたものの、医師の団体との妥協を形成することができず失敗に終わったこと、結局一般社会保障税の引き上げによって財政対策が行われたことが明らかにされる。

第7章「2000年代の日本の医療保険改革——さらなる医療費抑制」では、小泉政権時代の日本でかつてなく厳しい医療費抑制政策が行われたことが、政治制度上の変化と関連付けながら説明されている。

第8章「2000年代のフランスにおける医療保険改革——医師との対決の回避から受益者負担の強化へ」では、フランスにおける2004年の医療保険改革とサルコジ政権下の医療政策が扱われ、2000年代には医師との対決が回避され、患者負担の拡大が前面に押し出されるようになったことが分析されている。

そして全体のまとめにあたる第9章「結論」では、以上のような日仏両国の医療保険改革の展開が政治制度・医療保険制度双方の特徴から改めて説明され、ある国における政治制度一般の特徴と個別の政策部門の制度設計の両方を考慮に入れることで、はじめて政策の展開を十全に理解できるということが強調されている。

審査委員会では、本論文がこの分野における従来の研究史の欠落を埋めようとする野心的な力作であり、情報量の豊かさ、記述の明快さ、資料の確かさ、実証の手堅さなどにおいてきわめて高く評価できるという点で、審査委員全員の一致した意見が見られた。また、政治制度と医療保険制度の両面から日本とフランスの類似点と相違点を明快に整理し、両国における政策決定とその実現過程のありようを綿密に分析したその内容は、今後の研究に資するところの大きい有意義な成果であるという点でも、審査委員の評価は一致した。

その一方で、審査委員会の席上では本論文の不十分な点についていくつかの指摘もなされた。特に随所で用いられている「凝集性」という概念については、その定義自体が曖昧であること、そして適用の仕方が場合によって恣意的になりがちであることについて、ほぼすべての審査委員が疑念を呈した。また、「比較政治学」と銘打ちながら必ずしも日仏の政治過程が有機的に関連付けられて比較されているとはいえず、ともすると単なるパラレルスタディーに陥ってしまう傾向があることについても、複数の審査委員から指摘があった。さらに、膨大な事実が盛り込まれているせいで、全体の記述がやや単調になっている点が惜しまれるとの意見もあった。

しかしながら、これらの指摘はいずれも論文提出者が今後の研究に向けて克服すべき課題を示したものであり、本論文そのものが十分に高いレベルの成果を達成しているという評価をいささかも損なうものではない。したがって、本審査委員会は本論文が博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。